



令和 6 年 10 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

事業継続計画～BCP～

まだまだ暑い日が続いております。(9月9日執筆)

先日、子供とナガシマジャンボ海水プールに行き、身体中、日焼けと湿疹ができています。(^^)

さて、最近は落ち着いて来ましたが、ここに来て南海トラフ地震の恐れが高まってきましたね。皆様は地震対策、済ませているでしょうか？

私が数年前に商工会議所にて事業継続計画(BCP)の委員長をしていたこともあり、弊社ではBCPの策定をしており、一応の準備が完了しています。お水や食料の備蓄、私と連絡が取れなかった場合に誰が指揮をとるのか、第一優先に何をやるのか等々・・・

上記の委員長をしていたのはコロナのときでしたので、BCPといっても、地震等の自然災害というより、ウィルス等のパンデミックが来たらどうするのか？という話が多かったかと記憶しています。しかし現在は、やはり地震に注目が集まっており、BCPのセミナーには予約が一杯とのことでした。



災害というのは、どうしても地域によって大きく異なるので、春日井市でいけば、頑丈な地盤と海拔の関係で経営者のBCPへの興味がかなり薄いと感じています。ただ、仕入先、外注先、従業員の住所・・・色々な地域のことを想定すれば、関係ないということはないのですけどね。

経営計画やBCPを従業員と真面目に話し合い、会社の方向性を決めるというのは、非常に良い機会です。是非皆様もこれを機に策定することをオススメします。

地震等の異常気象といえば、切っては切れないのが予言ですね。ノストラダムスの大予言でいくと、「2024年を皮切りに極端な気象変動や気温の上昇が地球を覆う」とのことです。1999年7の月がなかったことで、ちょっと信用がなくなりましたが、その他にも2024年は、「第3次世界大戦の勃発」があるとのこと。しかも、「その主役は中国」。割と当たってそうで怖くなりますね。

信じるか信じないかは、あなた次第です(笑)

本店
便り

子育て世帯等の住宅ローン控除の上乗せ措置

文責：亀田

住宅を購入した際にローンを組んだ場合に、年末の借入残高に応じて所得税を減らすことができるという住宅ローン控除制度について、近年は控除率や借入限度額が下げられたり、一定の基準を満たした省エネ住宅でないと適用できなくなったりと、厳しい改正が続いています。そこで、子育て世帯や若者夫婦世帯に対する支援策の一つとして、一定の要件を満たした場合は、借入限度額を上乗せする(下げる前の令和5年と同じ金額に据え置く)措置があります。

この上乗せ措置を受けるには、通常の住宅ローン控除の適用要件に加えて、次の①、②の全てに該当する必要があります。

- ①令和6年中に、新築または買取再販(※1)の一定の省エネ住宅に入居
- ②「特定対象個人(※2)」に該当

※1 中古住宅を宅地建物取引業者が買い取り、一定の増改築をした上で販売するもの

※2 今年の末(令和6年12月31日)時点において、以下のa～cのいずれかに該当する個人

- a. 19歳未満の扶養親族を有する者
- b. 40歳未満であって配偶者を有する者
- c. 40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

なお、夫婦共有で住宅を取得してそれぞれ住宅ローンを組む、いわゆるペアローンの場合は、住宅ローン控除を夫婦それぞれに適用できます。その際、前ページの「a. 19歳未満の扶養親族を有する者」に該当する場合は、子供が1人だったとしても、上乗せ措置も夫婦それぞれに適用することが出来ます（「扶養控除」が子供1人につき夫婦どちらかにしか適用できないのと対照的です）。したがって、通常の上乗せ額は500万円または1,000万円（住宅性能によって決定）ですが、ペアローンで上記aに該当する場合は、夫婦合わせてそれぞれ1,000万円または2,000万円まで上乗せできることとなります。



ただし、扶養親族に該当するためには、その親族の年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみであれば給与収入が103万円以下）である必要がありますので、アルバイト収入のあるお子さんをお持ちの方等ご注意ください。

また、この措置は令和7年も同様の方向性でされる見込みではありますが、まだ確定ではございませんのでこちらもご注意ください。

ご不明点等ございましたら、担当者までご連絡下さい。

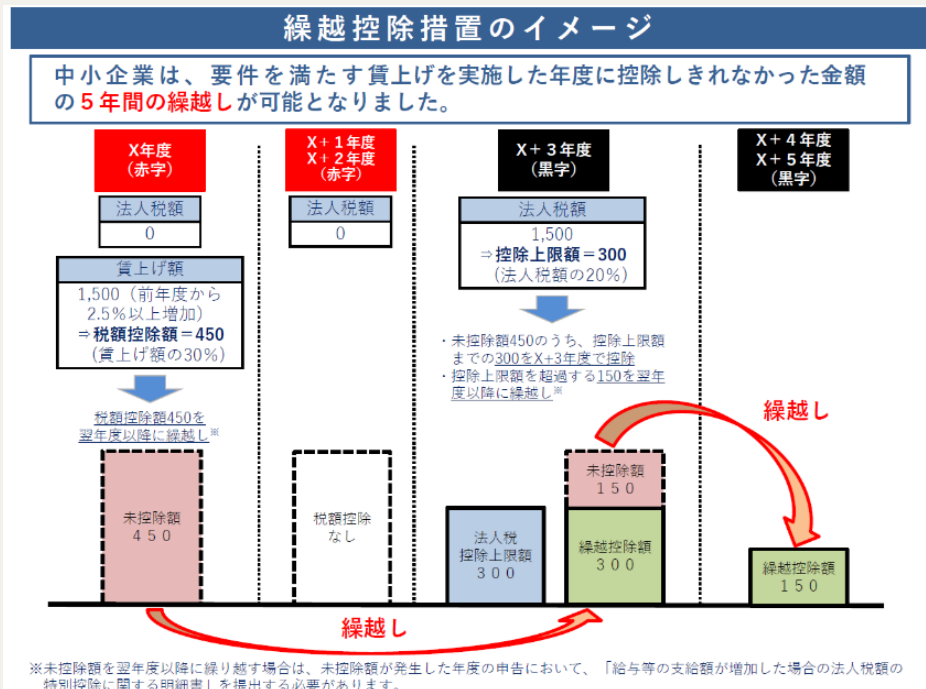
経営情報

「賃上げ促進税制」中小企業は5年間の繰越控除が可能に

文責：谷川

令和6年度税制改正により、赤字企業でも賃上げ促進税制のメリットを享受できるように、税額控除額の繰越控除制度が新設されました。

賃上げを実施した年度に赤字が発生した場合など、税額控除額のうち控除しきれない金額が発生した場合には、その未控除額を翌年度以降5年間にわたって繰越し、将来発生する法人税から控除できます。



※経済産業省「賃上げ促進税制を強化！」より抜粋

なお、今回の賃上げ促進税制に関する改正については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

ご不明な点等は、各担当者までお問い合わせください。

インター
店
便り

お米がなければもちを食べればいけないじゃない！？

文責：大脇

こんにちは。空が高く澄みわたり、気持ちのいい秋風が吹きわたるところとなりましたね。

さあいよいよ秋本番！実りの秋！食欲の秋🍁しかし、執筆時9月初旬…まさに令和の米騒動真っただ中！

事務所内でも「あと〇キロしかない！」や「〇〇には朝イチにお米が並んでたよ」等声が飛び交っています。我が家は農家なのでその騒動に巻き込まれることはなかったにせよ、令和5年産の備蓄はないため「大脇さん～」と泣きつかれてもお分けできない状態でした💧

マスク騒動にトイレトーパー騒動…「ない」という情報に買いだめが起きる。まさに情報に踊らされているなと思いつつ、もう間もなく新米が出回る時期になります。新米を楽しみにしましょう🎵

全く備えをしない事務所スタッフの某氏は、トイレトーパー騒動の際は、会社の予備トイレトーパーを貸してもらい、お米騒動はというと…米を探して三千里しているそうです(笑) 過剰なストックは、ストックを管理、維持するための目に見えにくい経費が発生してしまいますが、適度な備えは必要ですね。



備えといえば、ここ最近特に遺言の相談・依頼が増えております。

人が亡くなったときの相続財産の分け方には大きく2通りあります。1つは、遺言があり、亡くなった人が遺された遺言書の指示にしたがって財産を分ける方法。そしてもう1つは、遺言がなく、民法で定められた全ての相続人で分け方を話し合っ決めていくという方法です。

「うちは財閥じゃないから遺言書なんて～」と思われる方もいらっしゃると思いますが、特に以下のケースに該当する場合等は、遺言書作成を検討した方が良いかもしれません。

- ①子どもがおらず、配偶者に多く相続させたい場合
子どもがいない夫婦で相続が発生する場合、親が存命であれば親が相続人に、親が故人であれば兄弟姉妹が法定相続人になります。
- ②認知された非嫡出子や、元配偶者との間の子どもがいる場合
- ③世話をしてくれた子どもに多く相続させたい・特定の子どもに事業を継がせる場合
- ④相続人以外に財産をのこしたい

また、遺言がなく、「遺産分割協議書」にて財産分与をする場合にも注意点があります。

相続人に認知症の人がいると遺産分割協議ができないため、「法定相続分で分ける」か「後見人制度を利用」しなければいけません。長寿化が進む中、お父さんの相続で、お母さんが認知症の診断を受けているというケースが今後増えるかと思われます。

他にも近年では、相続人のうちに海外移住者がいるというケースもあります。その場合、海外に住んでいる方は印鑑証明書がないため、遺産分割協議書を住んでいる国の日本大使館・領事館へ持っていき、領事の面前でサインをする等、やりとりに時間がかかります。

次月では、遺言書の種類等について掘り下げてお話ししたいと思います。(次号につづく…)

行楽日記

白馬

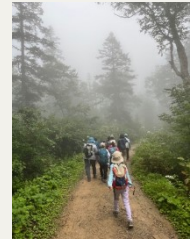
文責：木野瀬

最近恒例となっている夏の白馬へ、今年も友人家族達と一緒にに行ってきました。

まずは安曇野にてガラス細工体験。子供達の希望により、ガラスのペンダント作りです。色々作れる中から二人ともペンダントを選び、なんと形まで同じものを選択。なんでわざわざ同じ形を選ぶかねえと思っていたら、後から体験した友達の子もまさかの同じ形をチョイス。みんな出来栄えに満足して早速つけていました。



そしてホテルへチェックイン。5家族がほぼ横並びで部屋が並んでいたため、ここで子供達のテンションは爆上がりです。夕食前にホテル近辺を軽く散歩してお腹を空かせて、お楽しみの夕食タイム。バイキングなので、みんなニコニコで好物ばかりをお皿に盛りつけて、お腹も心も大満足。温泉で運転の疲れを癒して、大人の心も大満足。



翌日は午後には雨予報だったので、午前中に樽池自然園へ。ロープウェイとゴンドラを乗り継いだ先は、雲の上というか雲の中？一面霧に覆われていました。それでも霧の中をぐんぐんと進んでいくとたくさんの可憐な高山植物が見られて、なんとか雨にも降られず満喫できました。



締めは手漉き和紙体験です。みんな真剣に説明を聞いて黙々と作業する姿に成長を感じました。大人も体験できたので夢中になってしまいました。



あまりにのんびりしてしまい、19時過ぎに安曇野インターから帰路へ。遊び疲れて後ろでぐっすり眠っている子供達を羨ましく思いながら、眠気と戦いつつの長距離ドライブはなかなかつらかったです。が、大満足の旅になりました。

臨時休業のお知らせ

10月15日(火)~16日(水) (10月13日(日)~16日(水)の4日間が連休となります)

10月17日(木)より通常営業致します。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。



10月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) **納付期限…10月中において各自治体の条例で定める日**
- ・8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、
2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

申告期限…10月31日(木)

無料経営相談実施中!!!

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info